ビックデータ時代の個人情報

―企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス―

情報セキュリティーの問題は社会の安全・安心に関わる重要な問題の１つである。特にビックデータと呼ばれる膨大な情報の利活用が進む今日、個人のプライバシーをどう保護していくか、企業には難しい課題が突き付けられている。社会安全問題の学際的な教育・研究を行っている関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科は、このほど「ビックデータ時代の個人情報―企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス―」をテーマに「第５回東京シンポジウム」を開催。個人情報保護に関する研究を進めている専門家が、様々な角度から提言を行った。

基調講演

ビックデータ時代のパーソナルデータの利活用と保護

特定個人情報保護委員会委員長・一橋大学名誉教授　**堀部 政男** 氏

個人情報保護の論議は、個人のプライバシーの権利を巡る論議から始まった。1964年に地裁判決が出た三島由紀夫の「宴のあと」裁判で、プライバシーという言葉が広く知られるようになった。その後70年代に入って、権利保護の法制化が検討されるようになってから、プライバシーを定義するのは容易ではないこともあり、個人情報という言葉が使われ始めている。

個人情報保護法が全面施行されたのは2005年だが、現在は現行制度の再検討議論期にあると言える。ビックデータの利活用が進む時代になったからだ。こうなると、現在の法で使われている、特定の個人に関する情報のみを指す個人情報という言葉は、使い勝手が悪い。法の適用のある個人情報と、適用のない情報すなわち特定の個人を識別しない情報を合わせた概念の、パーソナル情報という言葉を用いて、保護と利活用の問題を議論しなければならない。

パーソナル情報という言葉は07年から、私が座長を務めた経済産業省の研究会で使った。個人情報に該当するか否かにかかわらず、個人と連結可能な情報という意味である。

その後、パーソナル情報に関する研究が進み、今年6月にはIT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」の報告を受けて、利活用に関する制度改正大綱を同本部がまとめた。この大綱に対するパブリックコメントを分析した上で、来年、個人情報保護法の改正法案を提出する予定になっている。

ビックデータにパーソナル情報が含まれる場合、その利活用と、個人情報、プライバシーの保護との関係をどうするかは、国際的に議論になっている。国際的な会議としては、データ保護・プライバシーコミッショナー国際会議などがあり、また、アジア・パシフィック・プライバシー機関という第三者機関の集まりもあるが、いずれにも日本は正式なメンバーとして入っていない。日本はデータ保護機関の面で後じんを拝しているということを認識する必要がある。

10月に開かれたデータ保護・プライバシーコミッショナー国際会議で、ビックデータについて個人データ保護やプライバシー影響評価など11項目の具体的な基準が示された。この基準を参考に、今後議論を進める必要がある。IT総合戦略本部がまとめた制度改正大綱では、特定個人情報保護委員会を改組し、一般的なデータ保護機関にするという方針が示されている。日本もようやく世界の仲間入りができそうだ。情報が瞬時に国境を越えて世界に流れる今日、国際的な視野が必要不可欠である。

国際的な視野で議論を

各分野からの提言

企業における個人情報の利用と保護

関西大学社会安全学部副学部長・教授　**高野 一彦** 氏

政府はデータの利活用と個人情報・プライバシーの保護を両立させるルールを作ろうとしている。我が国が十分なデータ保護を行っていない国と国際社会からみなされ、個人データの我が国への移転が制限されていること、個人情報を特定できない形にしてビックデータとして利活用することについて、企業が適法性の判断基準をもっていないことが、ビックデータによる革新を通じた経済成長を阻害しているためだ。国際的なデータ移転制限を排し、適法性の明確な判断基準を確立する必要がある。

十分なデータ保護を行っていない国と見られているのは、個人情報保護法の規定が不十分なこと、一部の企業に法の有効性を担保するようなプレッシャーがかかっていないことなどが理由だ。来年予定される法改正では、第三者機関を立ち上げて法が有効に機能するような構造を規定することが求められる。

私が法改正に向けて提言したいことは主に次の3つ。①独立した監督機関の設置②不正取得者への刑事罰の創設③匿名化情報の利用に関する判断基準の明確化――である。多くの企業は政府の個人情報保護に関する基本方針に従って、プライバシーポリシーを公表しているが、法的な根拠は明確でない。法的な手続きを踏んでこれを公表することを企業に義務付け、約束違反があった場合の制裁を新しい法の中に規定する。それを新たに設置する監督機関が監督する形にすべきであろう。

企業に求めたいのは情報法の専門家育成、新たな情報取扱規程の定立と運用とともに、従業員などのモチベーションを高める経営だ。

監督機関設置など必要

防災における個人情報の利用と保護

関西大学社会安全学部准教授　**山崎 栄一** 氏

防災の分野における個人情報の利用と保護については、これまで、行政機関が持っている情報の活用についてのみ議論されてきた。東日本大震災後、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成や、災害発生後の被災者台帳の作成という形で、行政に個人情報を活用するための法的根拠が与えられたが、以前から条例の下でできたことを規定したにすぎない。これからは民間の個人情報を活用することが必要だ。

例えば、ガス・電気・水道や郵便局などが保有する個人情報を使えば、要支援者・被災者の見守りや、広域避難者の追跡に役立つ。また、民間のビックデータを活用すれば、地域の脆弱性や被災者属性の割り出しなどができるようになり、限られた資源・人材の有効な投入が可能になる。災害時の書類や回想録などを解析することで、課題を抽出することもできよう。

ただし、防災における個人情報の活用に関しても、名簿屋などに情報が漏えいするリスクが伴う。災害対策基本法では、秘密保持義務は要支援者名簿に書かれているのみで、被災者台帳に書かれていない。現在の法には抜け穴がある。法を整備し、罰則規定を設けるなどすべきである。

また、予防的措置として、地域への個人情報提供は必要最小限にする。支援団体にはまとまった名簿を渡さざるを得ないので、名簿管理をきちんとシステム化するといったことが必要だ。管理マニュアルの充実・研修、支援団体の公的認証制度の創設や、認証制度とリンクした保険制度の創設も考えるべきだ。

民間の個人情報活用を

個人情報の利用における技術的課題

関西大学社会安全学部助教　**河野 和宏** 氏

個人情報を利用する場合、氏名を取り除くだけでは十分ではない。氏名や性別など様々な情報を削除したとしても、他の場所に氏名や性別などを含む情報がある場合、データとデータを組み合わせることで、個人情報が分かってしまう場合がある。これを遮断する匿名化処理が必要である。

再識別不能な匿名化を実現するための方法として、よく使われるのは汎化（一般化）という手段である。詳細な情報を上位の幅広い概念や値に置き換えることだ。ただし、購買履歴や移動軌跡など個人の行動に関する情報は、観察するごとに膨大となり、固有の組み合わせが多くなりすぎるため、匿名化処理をすると情報がほとんどなくなり、有用性が低くなる。この課題の解決が必要だ。

ビックデータを有効利用するための提案は、次に挙げる4つである。1つ目はプライバシー保護データマイニング（秘匿計算技術）を使うこと。情報の損失を防ぐため、データを暗号化したまま、中身を公開することなく、計算結果だけを返す技術だ。

2つ目はプライバシー意識の差を考慮し、公開した情報に応じてサービスの内容を変えること。3つ目はセキュリティーの観点からであり、悪意による情報持ち出しを防ぐため、管理者の複数化、適切なアクセス制限の設定など、二重、三重の対策を実施することだ。

最後に4つ目は情報漏えいを技術だけで防ぐことは不可能と知り、情報取り扱いに対する利用者のセキュリティー意識を向上させることだ。

行動情報匿名化が課題

情報利用者のセキュリティー意識向上が重要

パネルディスカッション　企業価値を高める個人情報の利用と保護の枠組み

■パネリスト■
堀部 政男 氏　特定個人情報保護委員会委員長／一橋大学名誉教授
高野 一彦 氏　関西大学社会安全学部副学部長・教授
山崎 栄一 氏　関西大学社会安全学部准教授
河野 和宏 氏　関西大学社会安全学部助教
佐藤 慶浩 氏　日本ヒューレット・パッカード チーフ・プライバシー・オフィサー
吉田 浩一 氏　ローソン コンプライアンス・リスク統括室長 兼 情報セキュリティ統括室長

■司会■
安部 誠治 氏　関西大学社会安全学部教授

安部　まず企業人のお2人に、コンプライアンスや特定個人情報保護について、どう取り組んでいるか伺いたい。

佐藤　日本で言う個人情報保護は、ヒューレット・パッカードではプライバシー保護と呼んでいる。その対策は個人データの適正かつ丁重な使用だ。お客様から預かっている個人情報を、機密情報として指定し、了解を得ないダイレクトメールの送付など「お客様の嫌がることはしない」というのが、私の責任である。情報の外部流出を防ぐなどのセキュリティー対策は、別の部署が担当している。

吉田　当社におけるセキュリティーの位置付けは、守りと攻め。ステークホルダーの信頼と共感を得て守りを固めると同時に、新しい発想で新たな行動に挑戦できる環境を整えるという考え方だ。情報セキュリティー統括室は、個人情報保護を完全なものにするため、法改正に先行して情報取得に関する自主ルールを策定しようとしている。これに対し、情報の利活用を考える部署が別にあり、この2つを統括するのがコンプライアンス・リスク統括室である。

安部　ビックデータの利活用に関して、どんなルールを作ればいいか、また、利活用のリスクをどう低下させればいいか。

佐藤　リスクの低減は最も重要なことだ。当社は個人情報の範囲を個人情報保護法より広く取っており、リスク管理に当たっては、何が個人情報に当たるかよりも、どんな情報の使い方をするかに重きを置いている。

佐藤氏

吉田　情報の使い方は様々だと思うが、肝心なのは利用目的をお客様に明示すること。これに尽きると思う。

高野　ビックデータとして使う場合も、例えばマーケティングのために分析するといった具合に明示すべきか。

吉田　販売だけが目的ではなく、廃棄される商品を減らし、環境保全に役立てるなどといった目的を一般市民に知らせることには意味がある。

高野　個人を特定しない、個人特定性低減データを、いかにきだという議論をしてきた。

山崎　防災目的で個人情報を使うためには、行政の情報だけでなく、民間の情報をどう使うかの議論が必要だ。どういう解釈なら合法的に使えるかのガイドラインが要る。

安部　情報セキュリティー確保の問題、例えば、情報が不正に外部に持ち出された場合の法的制裁をどう考えるかといった問題も難しい。

高野　個人情報保護法には、情報の不正取得者に対する法的制裁の規定がない。このため企業は、不正競争防止法の営業秘密として個人情報を管理しているが、アクセス制限などの要件が厳しく、個人情報に適用するには無理がある。個人情報保護法に処罰規定が必要だ。

安部　不正を働くのは心の問題だとしたら、技術的に防ぐのは無理なのだろうか。

河野　暗号化してもカギを破る方法が出てくる。悪意のある人に対しては、技術で不正を防ぐことには限界がある。処罰規定は必要だと思う。

吉田　中小企業は特に、技術だけで不正を防ぐことは難しい。やはり法の網を中小企業にまでかける必要がある。

堀部　中小企業にそこまで厳しくしていいのかというのは、なかなか難しい問題だ。それに、法的な網をかけても、それを知りながら破る人は出てくるので、刑罰の抑止力が効きにくいという問題もある。

安部　個人情報保護制度の整備に関しては、法律、各省庁のガイドライン、自治体の条例といったように、重層的な規定があり、これをどう整理していくかも課題だ。

山崎　防災に関する条例は全国的に統一することが望ましい。また、法令の解釈権が各自治体にあり、これがバラバラになりがちなので、法令解釈の統一基準も必要だ。

河野　情報通信技術者の立場から言えば、重層的な規定は研究を進めにくくする。これだけ守っておけば大丈夫という法律があれば、自治体の条例や、自治体の法令解釈基準がばらばらなのは困る。ガイドラインに横串を入れてもらいたい。

高野　個人情報保護法が改正されて、統一的な解釈基準を監督機関が示してくれれば、各自治体の条例は段階的に解消していけるのではないか。

堀部　個人情報をきちんと保護した上で活用することが企業価値を高めるという考え方が、企業には容易には理解されず、法律は規制で縛るものと受け取られがちだったため、種々のガイドラインが統一的な法律より先行してしまった。

安部　国際的な基準に合わせる取り組みと法令の整備の2つを、合わせて進めるべき段階だ。最後に企業価値を高めるコンプライアンスと情報セキュリティーのあり方について皆さんに伺いたい。

吉田　様々な部署がけん制し合いながら、全社的には統一した管理ができるということが大事。また、情報はお客様のために有効に使われているということをPRすべきだ。

佐藤　個人情報の利用の仕方については、企業の方から積極的に案を出していくべきだろう。また、法改正にあたって望みたいのは、何が個人情報に当たるかよりも、情報のどのような利用が適当かに力点を置いてほしいということだ。

河野　情報セキュリティーに関しては、高校生や大学生など、社会人になる前からの教育が大事だと考えている。

山崎　情報の積極的な活用に第三者機関がお墨付きを与える仕組みを作ってほしい。また、災害時に国や自治体が個人情報を渡しても大丈夫な団体、事業者を認定する制度がほしい。

高野　第三者機関には、事業者の相談に乗り、判断基準を示して、プライバシー保護の仕組みを事業の中に入れていくという、コミッショナー的な役割が期待される。

堀部　改組される予定の特定個人情報保護委員会は世界から注目されている。ワンワールド・ワンプライバシー。情報が国境を越えて飛び交う時代は、各国のデータ保護機関が協力し合うことが大事だ。

情報利活用と保護の両立
統一的な基準作り必要に

吉田氏

学生によるパネル研究発表

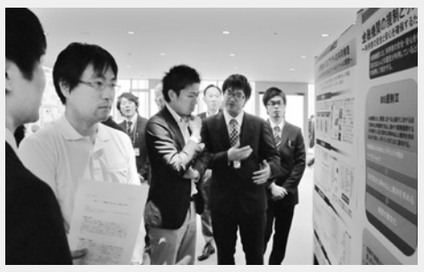

シンポジウム会場内では、今回も学生によるパネル研究発表が開催された。関西大学社会安全学部で、危機管理、防災・減災、事故防止、コンプライアンスなどを研究している学部生が、日ごろの研究活動の成果を、パネル展示の形で報告。テーマは26に上り、内容も多彩だった。

多かったのは、緊急時の安全な避難や防災教育など、防災・減災に関する研究で、今年も東日本大震災の被災地を実際に訪れ、復興状況など、現地での綿密な聞き取り調査の結果を報告する例があった。福島第一原発事故の精神的損害に係る賠償金の研究や津波警報を巡るリアリティーの研究のほか、変わったところでは、南海トラフ巨大地震時に想定される犠牲者の火葬についての研究もあった。

また、金融機関の規制とリスク管理という、企業のリスクに関する研究や、最近の感染症問題の深刻化を踏まえて、感染症リスク対策について研究したチームもあった。未婚率の上昇と少子化の原因や、コンパクトシティー政策をテーマにしたチームもあったが、少子化や過疎化も確かに、日本の社会の安全・安心につながる問題といえる。

アンコール遺跡保存の問題や、フィリピンの台風被害について現地調査したチームもあり、安全・安心のあり方についての学際的な研究が、ますます範囲を広げていると関西大学では説明している。

広　告
〈企画・制作〉
日本経済新聞社クロスメディア営業局

関西大学
http://www.kansai-u.ac.jp/

130 KANSAI UNIVERSITY
関西大学は、平成28(2016)年11月に創立130周年を迎えます。